



2015年4月7日

各 位

会社名 株式会社 高 島 屋
代表者名 取締役社長 木 本 茂
(コード番号 8233 東証第一部)
問合せ先 広報・IR室長 加藤 ナナ
(TEL. 03-3211-4111)

自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、2015年3月23日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しておりますが、2015年4月7日開催の取締役会において、その具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社では、安定的な配当水準を維持することを、株主の皆様に対する利益還元の基本スタンスとしながら、業績や経営基盤を総合的に勘案し、株主の皆様へ利益還元を図ってまいりました。

当社は、2010年3月25日付でエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社（以下「H2Oリテイリング」といいます。）との間に締結した業務提携契約（以下「業務提携契約」といいます。）に基づき、婦人服・紳士雑貨等での共同商品開発や、中元・歳暮ギフトにおける商品の共通化・オペレーションの統一、両社共同での売場開発など、売場開発・商品開発・業務効率向上等の分野を中心に協力関係を構築し、一定の成果を上げてまいりました。また、当社及びH2Oリテイリングは、普通株式の相互保有を行っており、2015年3月23日現在、当社は、H2Oリテイリング普通株式を10,337,500株（H2Oリテイリング発行済株式総数125,201,396株（以下、H2Oリテイリング発行済株式総数をいう場合、同じです。）に対する割合にして8.26%）を、H2Oリテイリングは、当社普通株式を33,084,000株（当社発行済株式総数355,518,963株（以下、当社発行済株式総数をいう場合、同じです。）に対する割合にして9.31%）をそれぞれ保有しております。

このような状況下、当社及びH2Oリテイリングは、2014年11月頃より、両社の協力関係のさらなる発展と収益の増大を目指し、両社間での取り組みを一層強化していくための新たな提携関係の構築について協議を開始いたしました。その協議の中で、必要な相互保有株式の数量についてあらためて検討を行った結果、双方の発行済株式総数の5%相当の普通株式保有を継続していくことにつき合意し、2015年3月23日付で業務提携強化及び資本提携合意に係る契約（以下「本合意書」といいます。）を締結いたしました。

本合意書に基づいて、H2Oリテイリングはその保有する当社普通株式 33,084,000株のうち17,774,000株（当社発行済株式総数に対する割合にして5.00%）については継続保有し、15,310,000株（当社発行済株式総数に対する割合にして4.31%）については譲渡していくこととなりました（注1）。

当社としては、H2Oリテイリングによる当社普通株式の譲渡に関し、一度にまとまった数量の株式が市場で売却されることによる需給への影響を緩和し、かつ、資本効率の向上を通じて株主の皆様への一層の利益還元と機動的な資本政策を遂行するため、H2Oリテイリングが譲渡を予定する当社普通株式15,310,000株のうち5,000,000株（当社発行済株式総数に対する割合にして1.41%）については、

2015年4月以降2015年8月までを目途に、当社が自己株式として取得することとし、2015年3月23日開催の当社取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。なお、H2Oリテイリングが譲渡を予定している当社普通株式15,310,000株のうち、残りの10,310,000株（当社発行済株式総数に対する割合にして2.90%）については、2015年4月7日現在においては、相手先及び手法については未定とのことです。

当社は、本合意書に係る協議開始以降、自己株式の具体的な取得方法につき検討してまいりましたが、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けによる取得の方法が適切であると判断し、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することといたしました。また、本公開買付けに係る買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、直近の市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、H2Oリテイリング以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から5,500,000株（当社発行済株式総数に対する割合にして1.55%）を上限としております。

また、本公開買付け価格の決定に際しては、当社は、直近の当社経営状況が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（2015年4月6日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の終値1,225円に対して10%のディスカウントを行った価格である1,103円（円未満四捨五入）を本公開買付け価格とすることを、2015年4月7日、H2Oリテイリングに提案いたしました。今般、H2Oリテイリングより上記条件にてその保有する当社普通株式5,000,000株（当社発行済株式総数に対する割合にして1.41%）について本公開買付けに応募する旨の回答を得られました（注2）。なお、ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、2015年4月7日開催の取締役会において、自己株式の具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また本公開買付け価格を、2015年4月6日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値1,225円に対して10%のディスカウント率を適用した1,103円（円未満四捨五入）とすることを決議しました。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金より充当する予定ですが、当社が2015年4月7日付で公表した平成27年2月期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された2015年2月末現在における連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は87,887百万円であり、本公開買付けの買付資金に充当した後も当社の手元流動性は十分に確保でき、財務の健全性及び安定性を維持できると判断しております。

なお、当社は、2015年4月7日付で、H2Oリテイリングとの間で、当社が本公開買付けを実施した場合にはその保有する当社普通株式5,000,000株（当社発行済株式総数に対する割合にして1.41%）を本公開買付けに応募することを内容とする覚書を締結しております。

当社が本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、2015年4月7日現在は未定です。

（注1）当社は、本合意書に基づき、2015年3月24日付で、H2Oリテイリング普通株式4,078,000株（H2Oリテイリング発行済株式総数に対する割合にして3.26%）の譲渡を完了しております。当該譲渡は、H2Oリテイリングによる自己株式取得に応じた譲渡、市場内取引による売却及び第三者への譲渡によるものです。これにより、2015年4月7日現在当社が保有するH2Oリテイリング普通株式は、6,259,500株（H2Oリテイリング発行済株式総数に対する割合にして5.00%）であります。

（注2）本公開買付けに対する応募株券等の総数が買付予定数を上回り、あん分比例の方式による買付けの結果、H2Oリテイリングによる応募株数の全部又は一部の買付けが行われなかった場合、H2Oリテイリングは、本合意書に基づき当社普通株式を17,774,000株（当社発行済

株式総数に対する割合にして 5.00%) を継続して保有し、これを超える数の当社普通株式については 2015 年 8 月までを目途に譲渡する予定ですが、相手先と手法については未定とのことです。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容 (2015 年 3 月 23 日開示)

(1) 決議内容

種 類	総 数	取得価額の総額
普通株式	5,600,000 株 (上限)	7,000,000,000 円 (上限)

(注1) 発行済株式総数 355,518,963 株 (2015 年 2 月 28 日現在)

(注2) 発行済株式総数 (自己株を除く) に対する割合 1.58% (小数点以下第三位を四捨五入)

(注3) 取得する期間 2015 年 4 月 1 日から 2015 年 8 月 31 日まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取 締 役 会 決 議	2015 年 4 月 7 日 (火曜日)
② 公 開 買 付 開 始 公 告 日	2015 年 4 月 8 日 (水曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	2015 年 4 月 8 日 (水曜日)
④ 買 付 け 等 の 期 間	2015 年 4 月 8 日 (水曜日) から 2015 年 5 月 11 日 (月曜日) まで (20 営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,103 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は本公開買付け価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社が行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社の直近の経営状況を反映している点を考慮することが望ましいこと等を勘案し、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である 2015 年 4 月 7 日の前営業日 (同年 4 月 6 日) の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 1,225 円、同年 4 月 6 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 1,187 円 (円未満四捨五入)、及び同年 4 月 6 日までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 1,093 円 (円未満四捨五入) を参考にいたしました。

一方で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、直近の市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

本公開買付けの具体的な条件については、直近の当社経営状況が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日 (2015 年 4 月 6 日) の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 1,225 円に対して 10%のディスカウントを行った

価格である 1,103 円（円未満四捨五入）を本公開買付価格とすることを、2015 年 4 月 7 日、H2O リテイリングに提案し、同社より上記条件にてその保有する当社普通株式 5,000,000 株（当社発行済株式総数に対する割合にして 1.41%）について本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。なお、ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、2015 年 4 月 7 日開催の取締役会において、自己株式の具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また本公開買付価格は、2015 年 4 月 6 日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 1,225 円に対して 10%のディスカウント率を適用した 1,103 円（円未満四捨五入）とすることを決議しました。

なお、本公開買付価格である 1,103 円は、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である 2015 年 4 月 7 日の前営業日（同年 4 月 6 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 1,225 円から 9.96%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年 4 月 6 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 1,187 円（円未満四捨五入）から 7.08%（小数点以下第三位を四捨五入）、それぞれディスカウントした金額になりますが、同年 4 月 6 日までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 1,093 円（円未満四捨五入）からは 0.91%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額になります。

② 算定の経緯

当社は、2010 年 3 月 25 日付で H2O リテイリングとの間に締結した業務提携契約に基づき、婦人服・紳士雑貨等での共同商品開発や、中元・歳暮ギフトにおける商品の共通化・オペレーションの統一、両社共同での売場開発など、売場開発・商品開発・業務効率向上等の分野を中心に協力関係を構築し、一定の成果を上げてまいりました。また、当社及び H2O リテイリングは、普通株式の相互保有を行っており、2015 年 3 月 23 日現在、当社は、H2O リテイリング普通株式を 10,337,500 株（H2O リテイリング発行済株式総数に対する割合にして 8.26%）を、H2O リテイリングは、当社普通株式を 33,084,000 株（当社発行済株式総数に対する割合にして 9.31%）をそれぞれ保有しております。

このような状況下、当社及び H2O リテイリングは、2014 年 11 月頃より、両社の協力関係のさらなる発展と収益の増大を目指し、両社間での取り組みを一層強化していくための新たな提携関係の構築について協議を開始いたしました。その協議の中で、必要な相互保有株式の数量についてあらためて検討を行った結果、双方の発行済株式総数の 5%相当の普通株式保有を継続していくことにつき合意し、2015 年 3 月 23 日付で本合意書を締結いたしました。

本合意書に基づいて、H2O リテイリングはその保有する当社普通株式 33,084,000 株のうち 17,774,000 株（当社発行済株式総数に対する割合にして 5.00%）については継続保有し、15,310,000 株（当社発行済株式総数に対する割合にして 4.31%）については譲渡していくこととなりました。

当社としては、H2O リテイリングによる当社普通株式の譲渡に関し、一度にまとまった数量の株式が市場で売却されることによる需給への影響を緩和し、かつ、資本効率の向上を通じて株主の皆様への一層の利益還元と機動的な資本政策を遂行するため、H2O リテイリングが譲渡を予定する当社普通株式 15,310,000 株のうち 5,000,000 株（当社発行済株式総数に対する割合にして 1.41%）については、2015 年 4 月以降 2015 年 8 月までを目途に、当社が自己株式として取得することとし、2015 年 3 月 23 日開催の当社取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

当社は、本合意書に係る協議開始以降、自己株式の具体的な取得方法につき検討してまいりましたが、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けによる取得の方法が適切であると判断し、本公開買付けを実施することといたしました。また、本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、直近の市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

また、本公開買付価格の決定に際しては、当社は、直近の当社経営状況が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付の実施を決定した取締役会決議日の前営業日（2015年4月6日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 1,225 円に対して 10%のディスカウントを行った価格である 1,103 円（円未満四捨五入）とすることを、2015年4月7日、H2Oリテイリングに提案いたしました。今般、H2Oリテイリングより上記条件にてその保有する当社普通株式 5,000,000 株（当社発行済株式総数に対する割合にして 1.41%）について本公開買付に応募する旨の回答を得られました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、本公開買付の実施を決定した取締役会決議日である 2015年4月7日の前営業日（同年4月6日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 1,225 円に対して、10%のディスカウント率を適用した 1,103 円（円未満四捨五入）を本公開買付価格とすることを 2015年4月7日開催の取締役会において決議いたしました。

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	5,500,000 株	一株	5,500,000 株

（注1）応募株券等の総数が買付予定数（5,500,000 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付を行います。応募株券等の総数が買付予定数（5,500,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付は行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付の開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付に係る受渡しその他の決済を行います。

（注2）単元未満株式についても、本公開買付の対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い買付等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注3）発行済株式総数に対する割合 1.55%（小数点以下第三位を四捨五入）

（5）買付等に必要な資金

6,088,800,000 円

（注）買付等に必要な資金の金額は、買付代金（6,066,500,000 円）、買付手数料、その他本公開買付に関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

（6）決済の方法

① 買付等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

② 決済の開始日
2015年6月3日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付による買付等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額を差し引いた金額（注）は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所

へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額、以下同じとします。）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、日本国内においては課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき

（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等（それぞれに適用がある租税条約において規定されている外国の居住者等である株主（法人株主も含みます。）を指します。）のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、2015年5月11日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（2015年6月2日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、2015年4月7日付で、H2オリテイリングとの間で、当社が本公開買付けを実施した場合にはその保有する当社普通株式 5,000,000 株（当社発行済株式総数に対する割合にして 1.41%）を本公開買付けに応募することを内容とする覚書を締結しております。なお、本公開買付けに対する応募株券等の総数が買付予定数を上回り、あん分比例の方式による買付けの結果、H2オリテイリングによる応募株数の全部又は一部の買付けが行われなかった場合、H2オリテイリングは、本合意書に基づき当社普通株式を 17,774,000 株（当社発行済株式総数に対する割合にして 5.00%）を継続して保有し、これを超える数の当社普通株式については 2015年8月までを目途に譲渡する予定ですが、相手先及び手法については未定とのことです。
- ③ 当社は、2015年4月7日付で「平成27年2月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

平成27年2月期 決算短信〔日本基準〕（連結）の概要

（2014年（平成26年）3月1日～2015年（平成27年）2月28日）

（イ）損益の状況

決算年月	2015年（平成27年）2月期 （第149期）
営業収益	912,523 百万円
売上原価	636,881 百万円
販売費及び一般管理費	243,618 百万円
営業外収益	5,536 百万円
営業外費用	1,653 百万円
当期純利益	22,581 百万円

(ロ) 1株当たりの状況

決算年月	2015年(平成27年)2月期 (第149期)
1株当たり当期純利益	66.29円
1株当たり配当額	10.00円
1株当たり純資産額	1,131.28円

(ご参考) 2015年2月28日時点の保有自己株式数

発行済株式総数(自己株式を除く)	354,558,390株
自己株式数	960,573株

以上